

## ④ 会社法における類似商号

**Q** : 会社法では、類似商号の規制が廃止されたようですが、どのような取り扱いになるのですか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

現行法では、同一市町村内においては同一の目的のために、他の者がこれと同一・類似の商号を登記することができないとされています。しかし、こうした規制による効果は、限定的であり、保護のあり方としては合理性に乏しい上、大きな弊害をもたらしているとして、かねてから廃止を求める声が上がっていました。

そこで、会社法の制定に伴い、こうした類似商号の規制を廃止することとしました。

これにより、同一の市町村であっても同一又は類似の商号が登記できることとなりますが、同一の商号で同一の住所の会社が複数存在するとなると混乱を招き、適当でないことから、同一商号で同一住所の登記はできないこととされています。

また、類似商号の廃止に伴い、同一市町村内で類似商号を使用することは、不正競争を目的と推定するとする現商法20条2項に相当する規定も会社法では設けられないこととされています。

さらには、類似商号を使用する者に対してその使用の中止を求める現商法20条1項の規定についても、現商法21条及び不当競争防止法の規定で同様の保護がなされることから、これに相当する規定も設けられていません。

